

## 【短期入所生活介護施設 小樽はる】

### ◆ 加算内容(要介護)

①	機能訓練体制加算	12単位/日	機能訓練指導員の配置により算定。
②	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/日	施設内介護職員の「介護福祉士」取得率が60%を超えているために算定いたします。
③	夜間職員配置加算Ⅰ	18単位/日	基準値以上の夜勤介護職員の配置を行っている場合に算定できる加算。
④	看護体制加算Ⅲ	12単位/日	看護体制加算Ⅰの要件を満たし、一定期間、要介護3以上の利用者が70%以上の場合に算定できる加算。
⑤	看護体制加算Ⅳ	23単位/日	看護体制加算Ⅱの要件を満たし、一定期間、要介護3以上の利用者が70%以上の場合に算定できる加算。
⑥	処遇改善加算Ⅰ	8.3%	介護保険単位の総合計の8.3%が加算となります。
⑦	特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%	介護保険単位の総合計の2.7%が加算となります。
⑧	送迎加算	184単位/片道	自宅から施設間の送迎を行った場合に算定できる加算。
⑨	短期生活療養食加算	8単位/1食	医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病や塩分制限、カロリー制限等に対応する食事を提供します。
⑩	介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	介護保険単位の総合計の1.6%が加算となります。

### ◆ 加算(要支援)

①	機能訓練体制加算	12単位/日	機能訓練指導員の配置により算定。
②	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/日	施設内介護職員の「介護福祉士」取得率が60%を超えているために算定いたします。
③	処遇改善加算Ⅰ	8.30%	介護保険単位の総合計の8.3%が加算となります。
④	特定処遇改善加算Ⅰ	2.70%	介護保険単位の総合計の2.7%が加算となります。
⑤	送迎加算	184単位/1食	自宅から施設間の送迎を行った場合に算定できる加算。
⑥	短期生活療養食加算	8単位/1食	医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病や塩分制限、カロリー制限等に対応する食事を提供します。

## ◆ 高額介護サービス費

- ・介護保険のサービスを利用した月の利用者負担合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が一定の額を超えたときにあとから支給(払い戻し)される制度です。
- ・お住まいの自治体に申請すると発行してもらうことができます。

## ◆ 介護保険付負担限度額

- ・介護保険負担限度額認定制度とは、要件を満たすことで介護保険施設を利用する際の居住費及び食費を軽減することのできる制度のことです。介護保険負担限度額認定証は、この制度の対象者のみに交付されます。
- ・お住まいの自治体に申請すると発行してもらうことができます。施設に入居している方には、毎年申請書類が送付されてきます。
- ・介護保険サービスは1～3割負担ですが、介護保険施設やショートステイの利用時は、食費や居住費は全額が自己負担額です。
- ・介護保険負担限度額認定制度を利用することで、**全額自己負担額の食費や居住費を、要件を満たす人には上限額が設定され、一定額を軽減することができます。**